

**玄海町庁舎防犯カメラ設置業務委託
仕様書**

1. 業務名

令和 7 年度 玄海町庁舎防犯カメラ設置業務委託

2. 履行場所

佐賀県東松浦郡玄海町大字 諸浦 地内

3. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日

4. 業務目的

現在、庁舎には 4 台しか防犯カメラがなく庁舎の警備上、足りない状態である。庁舎出入口等、防犯カメラが不足していると思われる箇所について、新規で設置する。現在設置している 4 台を更新及び新規で設置することにより、庁舎全体の状況を把握し、庁舎内の防犯強化を目的とする。

5. 業務内容

玄海町庁舎において、防犯カメラ、録画用ハードディスク、モニタ等を設置する。また、既存の防犯カメラ機器は撤去を行う。

6. 設置機器等

下記製品又は同等品とする。同等品とする場合は、事前に担当課まで同等品確認書及びカタログ等で仕様書の規格を満たしていることを確認できる書類を提出し、担当課の確認及び承認を受けること。

【製品】

機器名称	メーカー	型式	備考
①2M POC 電動バリフォー ーカルドームカメラ	NSK	NS-A5002C	3 年以上の製品保証に 対応していること
②16CH DVR デジタルビ デオレコーダー 8TB	NSK	NS-HI5216C-8TB	3 年以上の製品保証に 対応していること
③23.8 型 液晶ディス プレイ	GREEN HOUSE	GH-LCW24M-BK	3 年以上の製品保証に 対応していること

7. 設置箇所及び設置方法

- ①防犯カメラは、庁舎内（行政棟及び議会棟）出入口等、防犯カメラが必要と思われる箇所に合計 15 台以上設置するものとし、設置箇所については受注者が提案し、担当課が確認後、設置作業を行うこと。また、レコーダーの設置箇所は、庁舎 1 階宿直室とし、液晶ディスプレイは、1 階宿直室及び 2 階総務課に設置するものとする。
- ②契約締結後、配線経路について十分に調査を行ったうえで、業務開始前に配線経路図を提出し、担当課の了承を得たうえで作業を行うこと。

- ③躯体壁に穴をあける場合は、建物の構造に影響を及ぼさない最小限の方法で行うこと。
- ④建物内の配線は極力天井内で行うこと。露出部分はモール等で処理をすること。
- ⑤配線作業及び機器の設置時間は、業務に支障を与えない日時とする。事前に作業スケジュールについて担当者と十分打合せのうえ行うこと。
- ⑥設置した機器の角度調整や初期設定等を行い、発注者立ち合いのもと、正常に作動することを確認すること。

8. その他

- (1) 業務内容については、仕様書に記載した内容を遵守し実施すること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、発注者と十分に協議を行い、発注者の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (3) 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、委託業務の履行状況・その他必要な事項について報告を求め検査することができる。
- (4) 仕様書に記載のない事項で業務の履行上必要な事項については、発注者と受注者で協議の上、決定する。
- (5) 本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、発注者に帰属するものとする。